

平成 23 年 11 月 21 日

各 位

マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大

「コモディティ・トレンド・オープン」当初申込受付の開始について

マネックス証券株式会社（代表取締役社長 CEO 松本 大、以下「マネックス証券」）は、下記の通り「コモディティ・トレンド・オープン」（以下「当ファンド」）の当初申込受付を開始いたしますのでお知らせいたします。

当ファンドは、マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社（代表取締役社長 白木 信一郎）が ITC インベストメント・パートナーズ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 大林 政昭）と設計・開発したものです。

記

1. 当ファンドの概要

当ファンドは、国内外の商品先物取引（コモディティ）を積極的に活用し、市場の方向性（トレンド）をシステムティックに判断することによって、相場の上昇局面だけでなく下落局面においても収益の獲得を狙う『絶対収益追求型』の商品です。投資対象は東京工業品取引所 (TOCOM)、シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME)、シカゴ商品取引所 (CBOT)、ニューヨーク・マーカンタイル取引所 (NYMEX)、ニューヨーク商品取引所 (COMEX)、インターコンチネンタル取引所 (ICE) に上場する貴金属、エネルギー、農産物、畜産物等、26銘柄の商品先物取引です。（※なお、投資対象とする先物取引は今後変更となる場合があります。）

2. 当ファンドの特長

- a. 国内外の商品先物取引を積極的に活用し、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行ないます。
- b. 運用にあたっては、市場の方向性（トレンド）等を勘案し、商品先物取引の買建てもしくは売建てを行ないます。余剰資金については、IIP 日本債券マザーファンド受益証券を通じて、主としてわが国の短期公社債に投資を行ないます。
- c. 運用の指図に係る権限の一部をマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社に委託します。

※マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社は、マネックスグループ株

式会社とあすかアセットマネジメント株式会社の共同出資による投資運用会社であり、オルタナティブ（代替的）投資商品を投資対象とした運用を行なっています。

- d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 基準価額（1 万口当たり）が 7,000 円未満となった場合は、商品先物取引の建玉を解消し、安定運用に入った後、繰上償還を行いません。

※上記は 2011 年 11 月 4 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. マネックス証券での取扱いについて

当初申込期間： 2011 年 11 月 21 日（月）～2011 年 12 月 20 日（火）17 時

当初申込価格： 1 口あたり 1 円

信託期間： 2011 年 12 月 22 日（当初設定日）～2021 年 10 月 29 日

運用会社： ITC インベストメント・パートナーズ株式会社

申込手数料： 1.05%（税込）

申込単位： 10,000 円以上 1 円単位

詳細は、マネックス証券ウェブサイト（<http://www.monex.co.jp>）をご覧ください。

以上

【マネックス証券株式会社について】

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号

加入協会：日本証券業協会・社団法人金融先物取引業協会

コモディティ・トレンド・オープンの取引に関する重要事項

当ファンドは、主に商品先物取引および I I P 日本債券マザーファンド受益証券を通じてわが国の公社債を投資対象としますので、基準価額は大きく変動します。したがって、当ファンドの基準価額は、組み入れた公社債、国内外の商品先物の値動き等（組入商品が外貨建てである場合には為替相場の変動も受けます）の影響により上下するため、これにより元本損失が生じることがあります。当ファンドは、投資元本及び分配金の保証された商品ではありません。

<手数料・費用等（税込）>

当ファンドご購入の際には、申込金額に対して 1.05%を乗じた額の申込手数料がかかります。また、購入時又は換金時に直接ご負担いただく費用である信託財産留保額はかかりま

せんが、当ファンドの保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、純資産総額に対して 1.8375%（年率）を乗じた額の信託報酬のほか、実績報酬がかかります。実績報酬とは、前営業日の基準価額（1 万口当たり）が「ハイ・ウォーター・マーク」を上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に 21.0%（税抜 20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を 10,000 で除して得たものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係る口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。計算期間末、および信託終了の日に収益分配金および実績報酬控除前の基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えている場合に限り、実績報酬額が信託財産中から支払われます。また、法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産に係る監査人、法律顧問、税務顧問に対する報酬等として、純資産総額に対して、年 0.1%を上限として乗じて得た額が支払われます。

さらに、上記の他にもファンドの保有期間中に間接的にご負担いただく費用がありますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料（費用）の合計額については、申込金額、保有期間等の各条件により異なりますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

<その他>

当ファンドご購入の際には、当社ウェブサイトに掲載の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」「リスク・手数料などの重要事項に関する説明」を必ずお読みください。

【お問合せ先】

マネックス証券株式会社

マーケティング部 PR 担当 町田 電話 03-6212-3800